



◇居宅介護支援事業所とは・・・

在宅の要援護者が適切に介護サービスを利用できるよう、ケアマネージャー(介護支援専門員)が在籍し、要介護認定の申請のお手伝いや利用者(要支援、要介護認定者)の居宅サービス計画(ケアプラン)を利用者や家族の立場になって作成をお手伝いいたします。

各相談手続は無料です。まずはご相談下さい。

◇ケアマネージャーの役割・・・

要支援、要介護認定を受けた方からの相談を受け、利用者様の心身の状況や置かれている環境に応じた居宅サービス計画(ケアプラン)を作成し、サービス事業者や関係機関との連絡調整等を取りまとめます。

◇ケアプランとは・・・

要支援、要介護に認定された方のご希望に沿った介護サービスを利用できるように、必要性和利用限度額や回数に基いて作成される介護サービスの計画です。依頼頂ければケアマネージャーが作成します。

【サービスの流れ】

1.要介護認定

介護保険を利用するために必要な認定です。申請のお手伝いをします。

2.ニーズの把握

要介護認定により介護度1～介護度5となった方を対象にケアマネージャーがご自宅を訪問し利用者様やご家族の状況、ご希望を把握いたします。

3.ケアプランの作成

利用者様やご家族と相談しながらケアプランを作成します。

4.サービス担当者会議

5.サービス事業者との契約

利用者様は利用する各サービス事業者との契約が必要となります。

6.サービス利用スタート

以下のような居宅サービスがご利用できます。

○訪問入浴 ○訪問介護 ○訪問看護 ○通所介護(デイサービス) ○通所リハビリテーション

○短期入所療養介護(ショートステイ)

名称:ケアプランセンター百友会

住所:福岡市東区千早1丁目17番16号

TEL:092-671-6500

事業所番号:4070805371